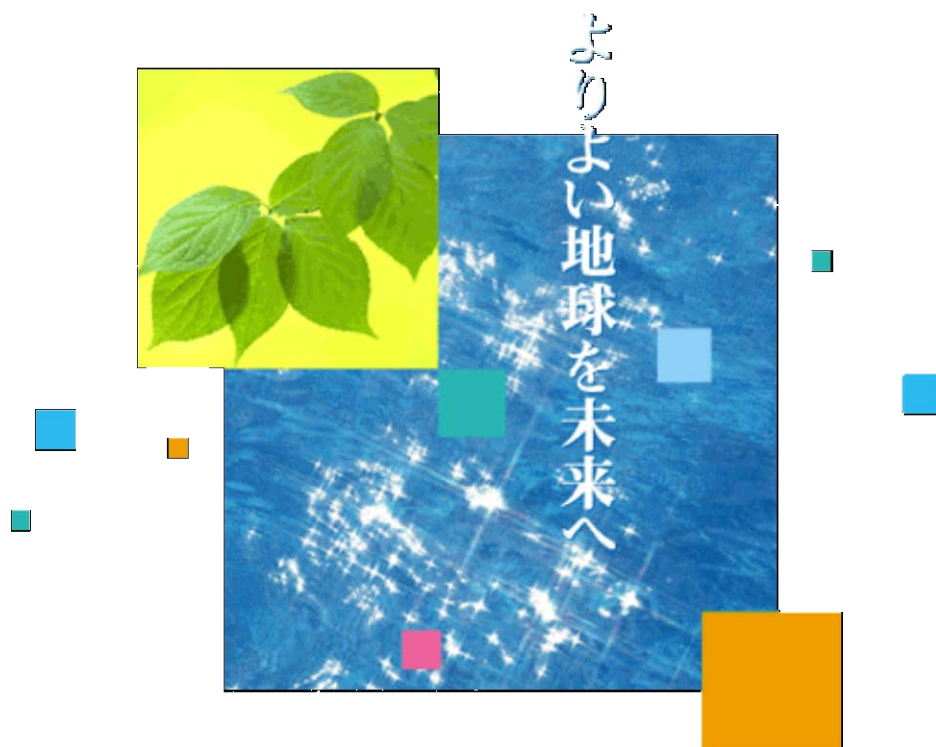


# 環境衛生の知識



(浴槽水)

厚生労働省「水道法第20条」登録検査機関  
経済産業省工業標準化法に基づく試験事業者(JNLA)登録機関  
I S O 9 0 0 1 認証取得機関  
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認定試験所  
特定計量証明事業登録機関



一般財団法人  
千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11  
技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX043-244-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

## 改訂履歴表

| 年月             | 改訂番号       | 改訂内容                           |
|----------------|------------|--------------------------------|
| 平成2年           |            | 新規制定                           |
| 平成7年9月         | 改訂1        | 水道法、環境基準の法律改正による見直し            |
| 平成13年8月        | 改訂2        | 各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び残土条例の追加   |
| 平成17年6月        | 改訂3        | 各法律改正による内容の更新。シックハウス、レジオネラ症を追加 |
| 平成20年7月        | 改訂4        | 各法律改正による内容の更新。内容の構成見直し         |
| 平成21年8月        | 改訂5        | 各法律改正による内容の更新。                 |
| 平成22年4月        | 改訂6        | 浴槽水に関する範囲に限定した内容に変更。改訂履歴の追加。   |
| <u>平成25年8月</u> | <u>改訂7</u> | <u>センターの名称変更（財団法人→一般財団法人）</u>  |

## 浴槽水水質基準

「旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」  
(平成 15 年 8 月 1 日千葉県規則第 112 号)

「公衆浴場法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則」  
(平成 15 年 8 月 1 日千葉県規則第 113 号)

千葉県では、公衆浴場などの浴槽水における衛生管理を条例で定めており、その水質について「浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適合していること」と定めています。また、測定した記録は 3 年間保存することとなっています。<sup>注 1)</sup>

注 1) 「旅館業法施行条例」(昭和 33 年 4 月 1 日千葉県条例第 7 号)第 12 条第 7 号、第 8 号

「公衆浴場法施行条例」(平成 5 年 10 月 19 日千葉県条例第 32 号)第 4 条第 29 号、第 30 号

### < 浴槽水の基準 >

| 項 目                    | 基 準                           |
|------------------------|-------------------------------|
| 一 濁度                   | 5 度以下                         |
| 二 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) | 25mg/L 以下                     |
| 三 大腸菌群                 | 1 個/mL 以下                     |
| 四 レジオネラ属菌              | 検出されないこと。<br>(10cfu/100mL 未満) |

- ・毎日換水している浴槽水は、毎年 1 回以上検査を実施すること
- ・前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているものは、毎年 2 回以上検査を実施すること
- ・前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水は、毎年 4 回以上検査を実施すること

### < 浴槽に使用する水及び湯の基準 >

| 項 目                    | 基 準                           |
|------------------------|-------------------------------|
| 一 色度                   | 5 度以下                         |
| 二 濁度                   | 2 度以下                         |
| 三 水素イオン濃度              | 5.8 以上 8.6 以下                 |
| 四 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) | 10mg/L 以下                     |
| 五 大腸菌群                 | 検出されないこと。                     |
| 六 レジオネラ属菌              | 検出されないこと。<br>(10cfu/100mL 未満) |

- ・浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上検査を実施すること。
- ・「浴槽水に使用する水及びお湯」とは「原水」、「原湯」、「上り用湯」、「上り用水」などを指す。  
「原水」…原湯の原料となる水、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接入れる冷水  
「原湯」…浴槽に直接入れる温水  
「上り用湯」…上り湯用湯栓(シャワー等を含む)から供給される温水  
「上り用水」…上り湯用湯栓(シャワー等を含む)から供給される冷水

### < 浴槽水の水質基準に加えて更に検査することが望ましい項目 >

|                |          |
|----------------|----------|
| アンモニア性窒素 (旅館業) | 1mg/L 以下 |
|----------------|----------|

- ・アンモニア性窒素は「公衆浴場における衛生等管理要領等について 別添 3：旅館業における衛生等管理要領」(平成 12 年 12 月 15 日生衛発等 1811 号)で「浴槽水の水質基準として、更に次の基準を加えることが望ましい」とされた項目

## 指認定・登録

ISO/IEC17025 認定取得機関  
JIS9001・ISO9001 認証取得機関  
JNLA 登録試験事業者  
水道法第20条の4第2項検査機関登録  
簡易専用水道検査機関登録  
食品衛生法に基づく検査機関登録  
薬事法に基づく試験検査機関登録  
作業環境測定登録機関  
計量証明事業登録機関(濃度)  
計量証明事業登録機関(音圧レベル)  
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)  
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)  
建築物飲料水水質検査業登録機関

ASNITE0088T  
JCQA-1365  
070236JP  
厚労省登録第16号  
厚労省登録第22号  
厚労省発関厚第0122004号  
厚労省登録第164号  
千葉労働局12-18号  
千葉県第507号  
千葉県第566号  
千葉県第608号  
千葉県特第003号  
千葉市23水第4号

## 交通・お問い合わせ



### 一財)千葉県薬剤師会検査センター(本部・環境検査)

〒260-0024

千葉市中央区中央港1丁目12番11号

管理部 Tel. 043(242)5828 Fax. 043(242)5866

業務部 Tel. 043(242)3833 Fax. 043(244)2594

簡易専用水道 Tel. 043(203)1066 Fax. 043(242)6878

技術検査部 Tel. 043(242)5940 Fax. 043(242)3850

■JR千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分

■JR京葉線千葉みなと駅から徒歩7分



### 緑の森研究所(超微量物質)

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目3番36号

Tel. 043(295)7911 Fax. 043(295)7920

### 食品薬品部

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目3番36号

Tel. 043(205)8225 Fax. 043(205)7371

### 製品安全検査部

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目2番13号

Tel. 043(295)2017 Fax. 043(295)8585

■JR外房線土気駅よりタクシー10分

■お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分